

基本目標 4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

4-1. 援助が必要な子どもと保護者への支援

(1) 現状と課題

平成 25 年 9 月に策定された国の「障害者基本計画」において、「障害児やその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じるとともに、障害児が円滑に同法に基づく教育・保育などを利用できるようにするために必要な支援を行う」ことが明記されています。障がいのある児童の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童およびその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健・医療・福祉・教育などが連携した施策の推進は重要な課題となっています。

本市においては、保育所（園）において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応および児童相互の健全な成長、発達を促すため、健常児とともに保育を行っています。

また、放課後児童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある児童の受け入れと特別支援学校に在籍する児童のための特別支援学校放課後児童クラブへの支援を行っています。

今後も、障がいのある児童に対して、適正な保育の提供および放課後の健全な育成に努める必要があります。

また、ひとり親家庭における児童の健全な育成を図るため、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策などのきめ細かな福祉サービスの展開と、施策の取組についての情報提供を行うことが必要です。

(2) 基本方針

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするという観点から、保健・医療・福祉・教育などの各種施策の円滑な連携により、適切な医療および医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備などの一貫した総合的な取組を推進します。保育所（園）や放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

また、ひとり親家庭の現状を把握し、国や県と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進します。

(3) 事業の方向性

①障がいのある子どもと保護者への支援

110	障害児保育		継続
指標	実施箇所数	現状値 (H25)	目標値 (H31)
		29 か所	35 か所
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>障害児保育は、保護者が家庭において、保育を必要とする心身に障がいのある子どもを、保育所（園）に入所させて健常児とともに保育することにより、その子どもの集団生活への適応および児童相互の健全な成長、および発達を促すものです。</p> <p>今後も、引き続き、必要とする方が利用できるよう、事業の実施に努めます。</p>			保育課
111	特別支援学校放課後児童対策事業		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>特別支援学校放課後児童対策事業は、特別支援学校に通学する障がい児の放課後における健全な育成を図るため、特別支援学校放課後児童対策事業を実施する団体に助成を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き、事業の実施に努めます。</p>			保育課
112	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れは、放課後児童クラブに入室を希望する集団保育が可能な障がい児に対して、放課後の生活を通してさまざまな児童と活動をともしることによって、障がい児の健全育成を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き、必要な方が利用できるよう、障がい児および保護者の立場に立った支援をします。</p>			保育課
113	児童発達支援・放課後等デイサービス（障害児通所給付事業）		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>児童発達支援・放課後等デイサービスは、施設への通所等により、障がいのある児童や家族への専門的な支援を行うものです。</p> <p>就学前の障がいのある児童は、児童発達支援事業所を、就学中の障がいのある児童は、放課後等デイサービス事業所を利用することができます。</p> <p>施設の利用に対し、事業所へ運営費を給付しています。今後も、引き続き、適切な給付に努めます。</p>			障がい者支援課

114	障がいのある児童への生活サポート（障害児・者生活サポート事業補助金）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>障害児・者生活サポートは、障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、市が登録している民間のサービス団体により、外出援助などの介護サービスを実施するものです。</p> <p>緊急時において利用しやすいサービスであり、今後もニーズがあると予想されるため、事業の弾力的な運用に努めます。</p>	障がい者支援課
115	言語障害児指導訓練（障害児・者生活支援事業）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>言語障害児指導訓練は、ふじ学園通園児と、3歳児健診などでことばの遅れがある児童を対象に、言語相談・言語指導を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き、早期療育に繋げる取組を行います。</p>	障がい者支援課
116	肢体不自由児機能回復訓練（障害児・者生活支援事業）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>肢体不自由児機能回復訓練は、18歳未満の肢体不自由児で保護者が同伴して通園が可能な人について、春日部市立病院において医師および理学療法士の指導のもとで機能回復訓練を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き、利用対象者に対するサービス内容の周知に努め、事業を実施します。</p>	障がい者支援課
117	難聴児への補聴器購入の助成（難聴児補聴器購入助成事業費補助金）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>難聴児への補聴器購入の助成は、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用の一部を助成するものです。</p> <p>今後も、引き続き、難聴児に購入費用を助成します。</p>	障がい者支援課
118	児童発達支援センターふじ学園（ふじ学園運営事業）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>児童発達支援センターふじ学園では、施設への通園による日常生活における基本的動作の指導や訪問支援員が保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援などを行っています。</p> <p>今後も、引き続き、更なる療育の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
119	特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給事業）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で育てている父母、または児童の養育者に対して手当を支給することにより、精神的・経済的支援を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き、事業を実施します。</p>	障がい者支援課

120	障害児福祉手当（特別障害者手当等給付事業）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>障害児福祉手当は、在宅で生活する重い障がいのある児童に対して、精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、児童の福祉の向上を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き、事業を実施します。</p>	障がい者支援課
121	育成医療（自立支援医療支給事業）	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>育成医療は、障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し確実な治療効果を期待できるものとして指定医療機関における医療費を給付するものです。</p> <p>今後も、引き続き、事業を継続します。</p>	障がい者支援課
122	特別支援教育	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>特別支援教育は、知的障がいや情緒障がいなど、特別な配慮を必要とする子どもたちに対して、適切な教育的支援を行うものです。</p> <p>現在、市内の全小中学校で特別支援教育巡回相談を実施しており、今後も引き続き、特別支援教育の専門性を高める教員研修会を継続します。</p>	指導課

②ひとり親家庭の自立支援

123	ひとり親家庭等医療費支給事業	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭などに対し、支払った医療費の一部を助成することで生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭などの福祉の増進を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減を図ります。</p>	子育て支援課
124	児童扶養手当支給事業	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>児童扶養手当支給事業は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障がいのある子どもが育成される家庭に手当を支給することで、生活の安定と自立を促進し児童の福祉の増進を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>	子育て支援課

125	遺児手当支給事業	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>遺児手当支給事業は、父母の一方または両親が死亡した児童について、手当を支給するものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、遺児の健全な育成と福祉の増進を図ります。</p>		子育て支援課
126	交通遺児援護金支給事業	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>交通遺児援護金支給事業は、父母の一方または両親が交通事故により死亡した児童について、援護金を支給するものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、交通遺児の健全な育成と福祉の増進を図ります。</p>		子育て支援課
127	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、県が実施している貸付制度の情報提供を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長及びその扶養している児童の福祉の増進を図ります。</p>		子育て支援課
128	ひとり親家庭児童就学支度金支給制度	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>ひとり親家庭児童就学支度金支給制度は、中学校に入学予定の児童を養育している市民税非課税世帯のひとり親家庭の保護者、または父母のない児童を養育している人に、子どもの入学準備に必要な経費の一部を県が助成する制度の情報提供および受付業務を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、ひとり親家庭などの児童の経済的支援を図ります。</p>		子育て支援課
129	母子生活支援施設への入所	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>母子生活支援施設への入所は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を施設に入所させ、自立促進のための生活などを支援するものです。</p> <p>今後も、引き続き対象者の生活支援や、相談その他の援助を図ります。</p>		子育て支援課
130	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>母子家庭及び父子家庭自立支援給付金は、母子家庭及び父子家庭に対する生活・就業支援を行うため、資格取得などに要した経費の一部を支給するものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、母子家庭及び父子家庭の生活・就業支援を図ります。</p>		子育て支援課

131	母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供は、県や母子福祉連合会・母子寡婦福祉団体などが実施している各種事業の情報提供を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き関係機関などと連携を図り、母子家庭及び父子家庭に関する情報提供を進めます。</p>			子育て支援課
132	自立支援セミナー		継続
指標	受講率	現状値 (H25)	目標値 (H31)
		77%	95%
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>自立支援セミナーは、ハーモニー春日部において、女性の社会参画を推進するためのスキルアップや起業者の講演など、自立に必要な講座を開催するものです。</p> <p>今後も、女性の自立支援の啓発を目的とした講座を開催します。</p>			市民参加推進課 〈ハーモニー春日部〉

4 - 2. 子育て家庭への経済的支援

(1) 現状と課題

進学率の上昇を背景とした子ども1人あたりの教育費の割合が上昇傾向にあることや、経済的に困窮している子育て世帯が増加傾向にあるなど、近年の社会情勢の変化などにより、子育てや教育に対する経済的な不安や負担を感じる家庭が増えており、社会全体で子ども・子育てを支えることが必要になっています。

(2) 基本方針

安心して子どもを産み、ゆとりをもって楽しく子育てができるよう、子育て世帯の状況に応じた経済的支援を行います。

(3) 事業の方向性

①各種経済的支援

133	児童手当支給事業	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>児童手当支給事業は、中学校修了前の児童を養育している保護者に手当を支給することで、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。</p>		子育て支援課
134	こども医療費支給事業	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>こども医療費支給事業は、中学校修了前のこどもに対する医療費の一部を助成することで、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。</p>		子育て支援課
135	入院助産事業	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>入院助産事業は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産ができない妊産婦に、助産施設への入所や出産費用の援助を行うことで、安心して出産できる環境を支援するものです。</p> <p>今後も、引き続き助産の必要のある妊産婦の支援を進めます。</p>		子育て支援課
136	未熟児養育医療費給付事業	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>未熟児養育医療費給付事業は、身体の発育が未熟な状態で生まれ入院治療が必要な乳児に対し、その養育に必要な医療を給付することで、当該乳児の健康の保持及び増進を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、当該乳児が属する世帯の経済的負担の軽減を図ります。</p>		子育て支援課
137	私立幼稚園就園奨励費補助金	継続
事業概要および今後の方向性		担当課
<p>私立幼稚園就園奨励費補助金は、保護者の経済的負担の軽減と幼児教育の充実のため、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付するものです。</p> <p>今後も引き続き、対象者については交付を継続します。</p>		保育課

138	生活保護事業		継続
指標	就労による保護廃止見込みの世帯数	現状値 (H25)	目標値 (H31)
		46 世帯	60 世帯
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>生活保護事業は、資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長するものです。</p> <p>今後も、最低生活の保障とともに一層の自立の助長を図ります。</p>			生活支援課
139	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業は、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、教育の機会均等などの精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう図るものです。</p> <p>今後も、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。</p>			学務課

4-3. 子育てバリアフリーのまちづくり

(1) 現状と課題

子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設などを整備し、安心して生活できるとともに、等しく社会参加することができるよう、ユニバーサルデザイン*に基づいた「子育てバリアフリー」のまちづくりが重要となっています。

そのため、通学路や交通量の多い道路については、交通安全施設や防犯設備などの設置を行うなど、安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備が重要となります。

特に、公共機関や病院などが集中する地域は、交通量が多く、ベビーカーなどの利用も含めた歩行者の安全を確保するための整備が求められています。

また、子育てを取り巻く生活環境のうち、居住環境は最も重要性の高い要件の一つとなっています。このことから、本市において、多子世帯や母子世帯に対する市営住宅の優先入居を行っています。

今後も、安心して子育てできる環境づくりを目指し、良好な居住環境の整備に努める必要があります。

(2) 基本方針

子ども、子ども連れの親などが安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するとともに、子どもを交通事故から守るため、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育を推進します。

また、子育て家庭が暮らしやすいよう、広くゆとりのある住宅の確保に関する環境整備を進めます。

(3) 施策の方向性

①子どもと一緒に歩ける道路交通環境の整備

140	保育所（園）における交通安全教室の実施		継続
指標	実施箇所数	現状値（H25） 5か所	目標値（H31） 8か所
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>保育所（園）における交通安全教室の実施は、保育所（園）において、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するものです。</p> <p>今後も、実施箇所数の増加を図り、事業の充実に努めます。</p>			保育課
141	交通安全施設設置事業		継続
指標	道路反射鏡の設置数	現状値（H25） 3,206基	目標値（H31） 3,600基
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>交通安全施設設置事業は、交通安全を確保するため、危険箇所に道路反射鏡などの交通安全施設を設置するものです。</p> <p>今後も、変化する道路事情を考慮し可能な範囲で設置を進めます。</p>			暮らしの安全課
142	街路灯設置事業		継続
指標	街路灯の設置数	現状値（H25） 13,177基	目標値（H31） 13,500基
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>街路灯設置事業は、夜間の市道における交通事故防止などを目的として市道へ街路灯を設置するものです。</p> <p>今後も、生活道路や通学路の交通安全を優先しつつ、省エネを図った器具交換を進めます。</p>			暮らしの安全課
143	交通安全教室		継続
指標	実施回数	現状値（H25） 70回	目標値（H31） 80回
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>交通安全教室は、市内の小中学校や幼稚園、保育所（園）などにおいて児童生徒が交通ルールやマナーについて学ぶ機会を提供し交通事故防止を図るものです。</p> <p>今後も、小学校低学年の交通ルール、中高年の自転車免許の推進と他団体の協力も活用し、より有効な教室を展開します。</p>			暮らしの安全課

144	交通指導員設置運営事業		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>交通指導員設置運営事業は、小学校の通学路の危険箇所交通指導員を配置し交通指導を実施することで児童生徒の安全な通学を促すものです。</p> <p>小学校の通学時の安全確保はもとより、交通安全教室や市のイベントなどに協力することにより交通事故防止を図ります。</p> <p>現在 49 人を交通指導員として委嘱しており、今後も引き続き、市内各学校周辺の危険箇所を調査し、学校からの要望を踏まえたうえでの検討を図ります。</p>			暮らしの安全課
145	交通災害見舞金制度事業		継続
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>交通災害見舞金制度事業は、児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に見舞金および弔慰金を支給するものです。</p> <p>今後も、交通災害により負傷した場合、申請により支給します。(平成 25 年度は申請件数 0 件。)</p>			暮らしの安全課
146	シートベルトおよびチャイルドシート着用の徹底		継続
指標	啓発実施回数	現状値 (H25)	目標値 (H31)
		1 回	2 回
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>シートベルトおよびチャイルドシート着用の徹底は、後部座席を含めた全席でのシートベルトおよびチャイルドシート着用向上を図るものです。</p> <p>今後も、啓発回数の増加を図り、事業の充実に努めます。</p>			暮らしの安全課

②ゆとりある居住環境の整備

147	市営住宅管理事務		継続
指標	設置する団地数	現状値 (H25)	目標値 (H31)
		0 団地	4 団地
事業概要および今後の方向性			担当課
<p>市営住宅管理事務は、市営住宅の管理および住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で市営住宅を供給しているもので、母子や多子世帯などの子育て世帯に対しては、優先入居を実施するものです。</p> <p>平成 26 年度より「借上型市営住宅」制度を導入し、今後、平成 27 年度に供用開始予定の借上住宅について、「子育て向け住宅」として入居者募集を実施する予定としています。</p>			建築課

4 - 4. 児童虐待防止対策の充実

(1) 現状と課題

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為であり、近年、児童虐待の増加が社会問題化しています。児童虐待を防止するため、子どもの人権に関する普及・啓発活動を推進するとともに、虐待防止につながる相談体制の充実が課題となっています。

また、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していくには、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力ネットワーク体制の構築が不可欠となっています。

児童虐待などにより被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが重要です。

また、児童への虐待などの防止については、地域社会全体で対処することが必要であり、これまで以上に地域ぐるみの支援ネットワークを整備するとともに、関係機関の連携体制の整備も求められています。

(2) 基本方針

今後も引き続き、福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力ネットワーク体制を構築し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を目指します。

(3) 施策の方向性

①児童虐待防止の啓発活動の推進

148	要保護児童対策地域協議会 《地域子ども・子育て支援事業》	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、設置されたものです。</p> <p>今後も、関係機関などとの必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を継続的に開催するだけでなく、定例会議以外の個別ケース検討会議などを適宜開催するなど、要保護児童等に対する適切な対応を図ります。</p>	子育て支援課
149	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動は、児童虐待防止のパンフレットの配布や講演会などにより、さまざまな学習の機会などを含めて、啓発活動を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き、児童虐待防止月間その他の機会を活用したパンフレットの配布や、虐待の防止に効果的なCSP*講座の充実を図ります。</p>	子育て支援課

②相談体制の充実

150	児童相談	継続
	事業概要および今後の方向性	担当課
	<p>児童相談は、子どもに関するあらゆる相談や、保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談に応じることで、子どもや保護者などの心身のケアや負担軽減を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き相談しやすい環境づくりを進め、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上に努めます。</p>	子育て支援課